

**番号法の規定による通知カード及び個人番号カード
並びに情報提供ネットワークシステムによる
特定個人情報の提供等に関する省令（仮称）**

番号法総務省令案の概要

※ 正式名称 : 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令案

1. 概要

(1) 個人番号とすべき番号の生成

- 個人番号とすべき番号の生成に係る通知の方法は、電子計算機の操作により、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準は、総務大臣が定める。

(2) 通知カード

- 通知カードには、個人番号、氏名、住所、性別及び生年月日のほか、通知カードの発行の日及び通称を記載する。
- 通知カードの様式(裏面に追記欄)、再交付手続(紛失した場合等に再交付)を規定。

(3) 個人番号カード

- 個人番号カードには、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日及び写真のほか、住民票コードを記録する。
- 個人番号カードの様式(表面に追記欄を設け、裏面に個人番号を記載)、有効期間(20歳以上は発行日から10回目の誕生日まで、20歳未満は発行日から5回目の誕生日まで)、再交付手続(紛失した場合等に再交付)等を規定。
- 地方公共団体情報システム機構に対する通知カード・個人番号カード関連事務の委任について定める。

(4) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等

- 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供の方法は、電子計算機の操作により、電気通信回線を通じた送信等の方法については、総務大臣が定める。
- 情報提供ネットワークシステムで送信する事項及び情報提供等の記録事項(提供の求めに係る事務をつかさどる組織の名称(課室名レベル)、情報照会者の処理する事務等)を規定する。
- 特定個人情報の提供の求めがあった旨の通知に総務大臣が定める有効期間を設ける旨規定する。

2. スケジュール

平成26年9月下旬～10月下旬:パブリックコメント 平成26年10月中:公布予定